



# 佐賀県公報

平成18年  
9月8日  
(金曜日)  
第12803号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (五六五・長寿社会課) 一

◎佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (五六六・生産者支援課) 一

### 公告

○佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務に係る制限付一般競争入札 (情報・業務改革課) 一

○落札者等の公示 (消防防災課) 四

○平成十九年度佐賀県立総合看護学院入学者選抜試験の実施 (総合看護学院) 四

○基本測量の実施 (土地対策課) 六

### 公安委員会事項

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 (公告) 六

○落札者等の公示 ( ) 六

### 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正 (規程・五) 七

## ○ 告示

### ◎佐賀県告示第五百六十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十八年九月八日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
福祉用具貸与	有 限 会 社 ユ ー ・ コ ム	伊万里市二里町大里甲二四 六九番地一	平成一八・七・三一

### ◎佐賀県告示第五百六十六号

佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百七十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年九月八日

佐賀県知事 古川 康

第二条中「次のとおりとする」を「知事が別に定める」に改める。  
第二条の表を削る。

### 附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十八年八月十八日以降に知事が利子補給することを適当と認めた農業近代化資金に係る利子補給金から適用する。

## ○ 公 告

次のとおり制限付一般競争入札に付します。

平成18年9月8日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

### 1 制限付一般競争入札に付する事項

- 契約業務 佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務
- 業務内容 佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務に関する仕様書による。

<p>(3) 契約期間 平成18年10月2日から平成19年3月31日まで</p> <p>(4) 派遣場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター (新行政棟2階)</p> <p>2 入札参加資格及び条件に関する事項 入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であることを要します。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。</p> <p>(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)第5条に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は労働者派遣法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出している者であること。</p> <p>3 入札手続きに関する事項 (1) 担当課 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター(新行政棟2階)</p>	<p>電話 0952-25-7273 FAX 0952-25-7523 E-mail soumujimu@pref.saga.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間 平成18年9月8日(金)から14日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、(1)の場所で随時交付します。</p> <p>(3) 入札参加資格の確認 ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します。</p> <p>イ 提出期限 平成18年9月15日(金)午後5時 (郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに必着とします。また、封筒に「佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務資格審査書類在中」と朱書きしてください。) 期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。</p> <p>ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成18年9月19日(火)までに通知します。</p> <p>(4) 入札者の資格の喪失 入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。</p> <p>ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。</p> <p>(5) 入札及び開札の日時及び場所</p>
--	--

<p>ア 日時 平成18年9月21日(木) 午前10時</p> <p>イ 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 93号南会議室(新行政棟9階)</p> <p>(6) 開札に関する事項 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。</p> <p>(7) 入札保証金及び契約保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号及び第115条第3項第3号に該当するときは免除する。</p> <p>(8) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(9) 入札方法に関する事項 入札書に記載する金額は、派遣労働者1人1時間当たりの料金とし、消費税額及び地方消費税額を含まない料金とする。</p> <p>(10) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。</p> <p>イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとします。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。</p> <p>ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき(入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合)は、直ちに再度の入札を行います。</p> <p>エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令</p>	<p>第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。</p> <p>オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなことがあります。</p> <p>なお、調査に当たつては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。</p> <p>(11) 入札の無効</p> <p>競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の内容、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者</p> <p>オ 入札書の内容の最初にキの記号を記入していない、又は入札書の内容にアラビア数字を用いていないものを提出した者</p> <p>カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者</p> <p>キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者</p> <p>ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者</p> <p>ケ 一人で2以上の入札をした者</p>
--	--

コ 代理人でその資格のないもの

サ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(12) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができません。

(13) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。

なお、この場合における損害は入札者の負担とします。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出することとします。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。

(15) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書の作成の要  
要

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(4) 詳細は入札説明書によります。  
\_\_\_\_\_

次のとおり落札者等について公告します。

平成18年9月8日

収支等命令者

佐賀県統括本部長 坂井 浩 毅

1 工事名

防災行政通信ネットワーク(支線系)整備工事

2 契約の相手方を決定した手続 条件付一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成18年6月19日

4 落札者を決定した日 平成18年8月18日

5 落札者の氏名及び住所

日本無線・宮園電工通信設備共同企業体

代表者 日本無線株式会社九州支社 支社長 三原 種俊

福岡市博多区店屋町1番31号

6 落札金額 金1,362,900,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する本部等の名称及び所在地

(1) 本部等の名称 佐賀県統括本部消防防災課防災情報担当

(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号  
\_\_\_\_\_

平成19年度佐賀県立総合看護学院入学者の選抜試験を次のとおり実施します。

平成18年9月8日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験期日及び試験科目

学 科 名	試 験 期 日	試 験 科 目
保 健 学 科	平成19年1月10日(水)	英語、数学I、看護学一般及び小論文
	平成19年1月11日(木)	面接(グループ討議)
助 産 学 科	平成19年1月10日(水)	英語、看護学一般及び小論文
	平成19年1月11日(木)	面接(グループ討議)



第一看護学科	平成19年1月11日(木)	英語Ⅰ・Ⅱ、数学Ⅰ、国語総合並びに生物Ⅰ及び化学Ⅰのうち1科目選択
	平成19年1月12日(金)	面接(ゾループ面接)

- 2 試験会場  
佐賀県立総合看護学院(佐賀市兵庫南三丁目7番17号)
- 3 募集人員、修業年限及び受験資格

学 科 名	募集人員	修業年限	受 験 資 格
保 健 学 科	20名	1年	1 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第1条各号のいずれかに該当する者 2 平成19年3月31日までに看護師学校養成所等を卒業し、又は修業する見込みのある者
助 産 学 科	10名	1年	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に該当する者 2 平成19年3月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みのある者
第一看護学科	40名	3年	

(注) 募集人員は、各学科とも推薦入学者を含む。

- 4 願書受付期間  
平成18年12月1日(金曜日)から平成18年12月15日(金曜日)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。  
なお、郵送の場合は、平成18年12月15日の消印のあるものまで受け付けます。

5 提出書類

学 科 名	提 出 書 類
各 学 科 共 通	1 入学試験受験願書 2 写真1枚(出願前3か月以内に撮影した上半身・正面・脱帽のもので、大きさ 縦4センチメートル・横3センチメートルのものを受験願書に貼り付けること。)
保 健 学 科 助 産 学 科	3 看護師学校又は看護師養成所の卒業証明書又は卒業若しくは修業見込証明書

第一看護学科	3 最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書
	4 最終学校調査書(文部科学省所定用紙)

- 6 入学試験手数料  
入学試験受験願書提出の際に5,000円を佐賀県収入証紙、郵政公社定額小為替(無記名)又は現金で納入してください。
- 7 入学試験受験願書等の申込み、提出及び問い合わせ先  
佐賀県立総合看護学院(佐賀市兵庫南三丁目7番17号 電話 0952-25-9220)
- なお、入学試験受験願書の郵送を希望する者は、「願書請求」と朱書きした封筒に、240円切手を貼ったあて先、郵便番号及び受験学科を明記の返信用封筒(角2号、縦33センチメートル横24センチメートル)を同封し、佐賀県立総合看護学院に請求してください。
- 8 合格者発表  
平成19年2月5日(月) 午前8時30分  
佐賀県立総合看護学院玄関に掲示するほか、合格者については文書で通知します。
- 9 試験結果の開示  
この試験結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。(口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。)  
受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時までの間に総合看護学院事務局へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。  
なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
試験の科目別得点、総合得点及び順位	合格発表の日から1か月間	佐賀県立総合看護学院事務局 佐賀市兵庫南三丁目7番17号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成18年9月8日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 基本測量（2500レベルGIS基盤情報整備作業）
- 2 作業期間 平成18年9月21日から平成19年3月20日まで
- 3 作業地域 佐賀市、小城市

### ○ 公安委員会事項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成18年9月8日

佐賀県公安委員会

委員長 内田 健

#### 1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日	開催時間	開催場所
平成18年11月17日（金曜日）	午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

#### 2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日	開催時間	開催場所
平成18年10月13日（金曜日）	午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎

平成18年11月10日（金曜日） 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁駿町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成18年12月12日（火曜日） 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎

#### 3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習申込書2通に本人の写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの）2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先  
この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全全部生活環境課（電話代表0952-24-1111 内線3173）又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課に問い合わせてください。

次のとおり落札者等について公告します。

平成18年9月8日

収支等命令者

佐賀県警察本部会計課長 松尾 正博

- 1 借入物品の名称及び数量  
佐賀県警察交通事故情報管理システム 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

<p>3 入札公告を行った日 平成18年7月7日</p> <p>4 落札を決定した日 平成18年8月16日</p> <p>5 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏名 NECリーヌ株式会社九州支社 九州支社長 山本 哲也</p> <p>(2) 住所 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号</p> <p>6 落札価格 54,936,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>(1) 部局の名称 佐賀県警察本部会計課</p> <p>(2) 所在地 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号</p>	<p>により難い特別の事情がある場合は、同欄に掲げる額の範囲内で別に知事が定める。」</p> <p>改め、同項を同表の第一号の項とし、同表中第三号の項を第二号の項とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p>
<p>○ 東部工業用水道事項</p>	
<p>●佐賀県東部工業用水道規程第五号</p> <p>佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程(昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成十八年九月八日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>第十二条第二項中「及び第二号」を削り、「同条第四項を削る。」</p> <p>別表第六中第一号の項を削り、「同表の第二号の項中</p> <p>「 2 右欄に掲げる旅行日数は、当該講習、研修、訓練その他の開始日から終了日までの日数によるものとする。</p> <p>3 右欄の規定にかかわらず、当該旅行をする職員のうち、研修所等の寮若しくはこれに類する宿泊施設を利用する者又は下宿を利用する者の支給日額は、2,800円とする。ただし、これ</p> <p>「 2 右欄の規定にかかわらず、当該旅行をする職員のうち、研修所等の寮若しくはこれに類する宿泊施設を利用する者又は下宿を利用する者の支給日額は、2,800円とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、同欄に掲げる額の範囲内で別に知事が定める。」</p>	

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年九月八日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷